

2025年度介護サービス事業者等に対する指導監査実施方針

第1 基本方針

町田市は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）に基づき指定を受けた介護サービス事業者等に対し、制度の円滑かつ適正な運営と法令等に基づく適正な事業運営を確保する観点に立ち、事業運営の適正化と透明性の確保、利用者保護及び利用者の視点に立った介護サービス等の提供並びに質の向上、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のための体制整備を図ることに主眼を置いて指導を実施する。

監査については、法令・基準条例等の違反、介護給付等に係る費用等の不正請求又は不適切な福祉サービスの提供が明らかな場合には、介護保険制度への信頼維持及び利用者保護の観点から、公正かつ適切な措置を講じることにより主眼を置いて実施する。特に高齢者虐待など重大な人権侵害が疑われる場合には、状況に応じて、法の権限行使等を行う。

指導監査の実施に当たっては、「介護保険施設等の指導監督について（通知）」（令和4年3月31日付け老発0331第6号、最終改正：令和6年3月26日）を踏まえて行うとともに、東京都や関係部課と連携し、指導監査体制の一層の充実・強化を図る。また、法改正の内容又は実地指導における事例等について、必要に応じて集団指導等の方法により周知を行う。

第2 指導の重点項目

（1）個別サービスの質に関する項目

ア サービス提供を開始するに当たり、内容及び手続の説明並びに同意（個人情報利用を含む。）を適切に行っているか。

イ 個別サービス計画等を利用者の個々の状況に則して作成・記録するとともに、見直しを図り、適切な支援を行っているか。

ウ 個別サービス計画等に沿ったサービスを提供し、提供したサービスの具体的内容等を記録しているか。

エ サービス担当者会議等を通じて他のサービス担当者と連携をしているか。

オ 設備及び備品に係る指定基準等を遵守しているか。

(2) 個別サービスの質を確保するための体制に関する項目

ア 職員配置基準に定める従業者の資格及び員数を満たしているか。

イ 従業者に、退職後も利用者の秘密を保持することを誓約させているか。

ウ 従業者の資質向上のための研修の機会を確保するとともに、ハラスメントの防止に向けた方針の明確化等の措置を講じているか。

エ 感染症、非常災害発生時の業務継続計画の策定及び必要な措置を講じているか。

オ 利用定員を遵守しているか。

カ 施設等において、非常災害時の対応について、具体的な防災計画を立てるとともに、関係機関への通報・連携体制の確保、実効性のある避難・救出訓練の実施等の対策を行っているか。

キ 感染症及び食中毒の発生・まん延防止のために必要な措置を講じているか。

ク 苦情や事故が発生した場合に、内容の記録や再発防止策の検討等を行っているか。

ケ 緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う場合の手続き及び記録を適切に行っているか。

コ 虐待防止のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業者に研修を実施する等の措置を講じているか。

(3) 介護給付費等の請求に関する項目

ア 介護給付費等を加算・減算等の基準に従って適切に請求しているか。

第3 監査の重点項目

- (1) サービス内容に不正又は著しい不当がないか。
- (2) 介護給付等に係る費用等の請求に不正又は著しい不当がないか。
- (3) 不正な手段により指定を受けていないか。
- (4) 人員基準違反等の重大な基準違反はないか。
- (5) 帳簿書類の提出や質問に対して虚偽の報告や答弁がされていないか。
- (6) 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 17 年法律第 124 号）に定める虐待に該当する疑いのある人権侵害や必要以上の身体的拘束が行われていないか。